

あま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年1月31日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）において使用する用語の例による。

(事業構成及び内容)

第3条 総合事業は、次に掲げる事業をもって構成する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ その他生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項第1号に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(対象者)

第4条 総合事業の対象となる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第1号事業 居宅要支援被保険者並びに省令第140条の62の4第2号に規定す

る者（以下「事業対象者」という。）及び同条第3号に規定する者（以下これらの者を「要支援者等」という。）

- (2) 一般介護予防事業 第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者
(第1号事業に要する費用の額)

第5条 第1号事業に要する費用の額は、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した単位に、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める単価を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス（住民主体による支援（訪問型サービスB）を除く。） 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円にあま市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
(2) 通所型サービス 単価告示の規定により10円にあま市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
(3) 介護予防ケアマネジメント 単価告示の規定により10円にあま市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1号事業に要する費用の額の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費)

第6条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90（第1号事業の利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては100分の80、第1号事業の利用者が第1号被保険者であって、法第59の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては100分の70）に相当する額とする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第7条 第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により愛知県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(支給限度額)

第8条 要支援者等が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定の

例によるものとする。

- 2 事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算定した額を目安とする。

(指導及び監査)

第9条 市長は、総合事業の適切な実施の確保のため、必要があると認めたときは、総合事業の運営について随時に報告させ、又は実地に調査することができるものとする。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第10条 市長は、要支援者等が指定事業者の事業所により行われる第1号事業を利用した場合において、当該第1号事業に要した費用の額から第1号事業支給費の額を控除した額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額(次項において「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を要支援者等に対して支給するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額等は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2又は第29条の3の規定の例による。

(受託者の遵守事項)

第11条 法第115条の47第5項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第1号事業の利用の手続)

第12条 要支援者等は、第1号事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。)は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(別記様式)に被保険者証を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対しては、当該者が事業対象である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第13条 総合事業の利用者(以下「利用者」という。)は、定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

- 2 利用者は、総合事業の利用により、健康状態に変化があったときは、速やかに市長又は総合事業の受託者に報告しなければならない。

(利用者負担額)

第14条 利用者が第1号事業を利用したときは、別表第2に定める額を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用は、総合事業を委託している場合にあつては、当該総合事業の受託者において徴収する。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、総合事業を実施するに当たり、関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年告示第133号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第79号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第76号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第145号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のあま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定に基づいて作成されている届出書の用紙は、この告示による改正後のあま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用する

ことができる。

附 則（令和6年告示第8号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。